

2010年10月20日

渉外・保険委員会委員長
市岡 滋

‘平成18年度 診療報酬改定 褥瘡関連項目に関する指針’について

褥瘡ハイリスク患者ケア加算における、ハイリスク患者の用件の中で、「麻薬等の鎮痛・鎮静剤の持続的な使用が必要なもの」また「6時間以上の全身麻酔下による手術を受けたもの」の解釈でいわゆるレセプトが切られることが多発しております。

日本褥瘡学会が2006年6月30日に発行している、「平成18年度 診療報酬改定 褥瘡関連項目に関する指針」を根拠としている医療従事者が多くいらっしゃることで、この本の記載に準拠・解釈した申請がなされるため一部に混乱を招いていることが判明致しました。

日本褥瘡学会理事会にて検討の結果、日本褥瘡学会 渉外・保健委員会としては、解説本はあくまでも参考資料の一つであり、診療報酬の算定用件として合意がとれているものではない。また、時代とともに運用基準も変わるので、実情にあわせて対処することをお勧め致します。